

資料 「下水道等の整備・充実、生活排水処理対策の推進」の質問・回答

1 県内の公共下水道受益者負担金について

市町	戸	m ² (円)	市町	戸	m ² (円)
鹿児島市		1 3 1	日置市		4 2 0
鹿屋市		4 0 0	曾於市	1 0 万円	+ 1 0 0 円 × m ²
枕崎市		5 0 0	霧島市		
立神負担区		3 8 0	国分隼人		4 3 0
出水市		5 0 0	高千穂		2 2 0
高尾野	1 0 万円		いちき串木野市		4 5 0
指宿市		4 2 0	奄美市		5 0 0
第 1 区		3 9 0	名瀬		
第 2 区		4 0 0	大笠利	5 万円	
第 3 区		4 2 0	南九州市	2 0 万円	
薩摩川内市	メーター口径		大崎町	1 5 万円	
向田	による		喜界町	無し	
	φ 13mm		徳之島町	無し	
	1 0 万円		和泊町	無し	
薩摩川内市	3 万円		知名町	1 0 万円	
上甕					
薩摩川内市	3 万円				
上甕					

2 汚水処理人口普及率

全国平均	91.7%
鹿児島県平均	81.9%
出水市	91.8%

3 小型合併処理浄化槽設置整備事業

本市は、市町合併により農村集落排水など3区分の下水道を有しているが、この3区分の狭間にある市町境の建物等で高低差及び点在戸数少などにより区域外となっている地域で、他の処理区分なら繋ぎ込める場所等の把握、検討はされたかどうか。国の補助管轄省庁が異なるため課題もあるが、利用者の経済的負担及び水質浄化保持、設備維持管理等を考慮した場合、浄化槽設置よりも下水道への繋ぎ込み促進の方が効果的と思われるかどうか。

<回答>

下水道区域外の土地から排水される汚水の下水道接続は、区域に隣接しており自然流下が可能な土地について認めています。

旧市町境で区域外接続の条件が満たされれば、処理区域に関係なく流入することは可能ですが、地形や下水道管までの延長から難しいと考えています。

また、下水道区域の拡大は、既に合併処理浄化槽を設置されている土地所有者へ受益者負担金の賦課が発生することや、処理場への負荷が増大すること等から、慎重に検討しなければならないと考えています。

このようなことから、旧市町境の土地を接続可能な処理施設へ流入されるような区域の見直しについては、現在、考えていません。

4 受益者負担金及び下水道使用料

受益者負担金は、同じ市でありながら面積算定と戸数区分に分類されており、市民にはわかりにくい面があります。

これまでの経緯もあって是正し難いと思われませんが、市単独で算定変更可能ならば、公平なる住民サービスの観点からも設定統一に向けて検討されたかどうか教えてください。

<回答>

受益者負担金（分担金）の賦課は、条例により、「公告の日の翌日から起算して、3年を経過した日以後においては、することができない。」と規定しています。

現在、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の下水道区域内において、新築家屋の建設等で新たに納付が発生する受益者負担金（分担金）は、下水道の共用開始時に既に賦課し、猶予していたものを解除したのになります。

受益者負担金（分担金）を変更する場合、過去に遡って変更を行うこととなり、既に納付いただいた方に対して、差額の還付や追加納付が発生することになります。

本市の受益者負担金（分担金）は、処理区毎に負担区分を定めており、処理区の整備費に基づいて算定し、汚水処理の恩恵を受ける方に、その一部を負担していただいています。

地域間の負担の差が生じますが、過去の負担者との公平性から、下水道区域内の受益者負担金（分担金）の統一は難しいと判断しています。

5 維持管理事業その他

下水汚泥の農業用堆肥処理等への再利用促進についてお聞きします。本市は農業も主幹産業の一つであり、最終汚泥を専門業者に研究させ商品価値として活性化することにより農業振興等に役立てる方策など検討されたかどうかお教え願います。

<回答>

現在、出水浄化センターにて汚水処理後の汚泥は、民間業者4者の中間処理施設に搬出し、それぞれ堆肥化（3者）やセメント原料として再利用しています。

高尾野浄化センターの汚泥は、民間業者1者の中間処理施設に搬出し、堆肥化され再利用しています。

また、農業集落排水の各浄化センターの汚泥については、北薩広域行政事務組合が管理運営している衛生センターに搬出し、そこで堆肥化され「北薩1号」

という名で配布等を行っています。

なお、農業振興等に役立てる方策については、下水汚泥を堆肥化する民間等の中間処理施設等が近隣にない状況であり、例えば、同様の施設を地元新たに立地するとした場合、立地周辺住民等の同意を得るのが1番ネックになると思われます。

6 月別の有収率と雨量の関係性

別紙のとおり

※ 検針は翌月上旬に行われるが、12月分については検針日を繰り上げて12月末に行われる。このため、有収水量は、12月分は低く、1月分は多くなる。

これに対し、有収率の分母である処理水量は1日から月末日までの実績値であるため、有収率は、12月は低くなり、1月は高くなる。

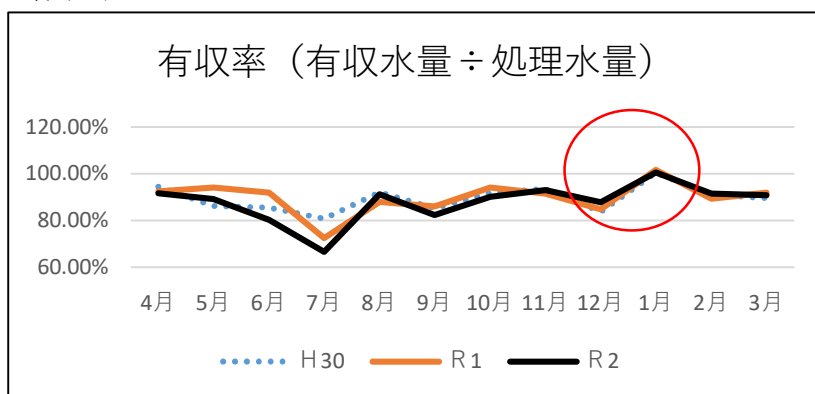
※ 雨量と処理水量には、比例関係が認められる。

※ 雨量とは無関係の一定の不明水が生じている。

別紙 月別の有収率と雨量の関係性

雨量データが出水地区しかないため、公共下水道の水量で検討する。

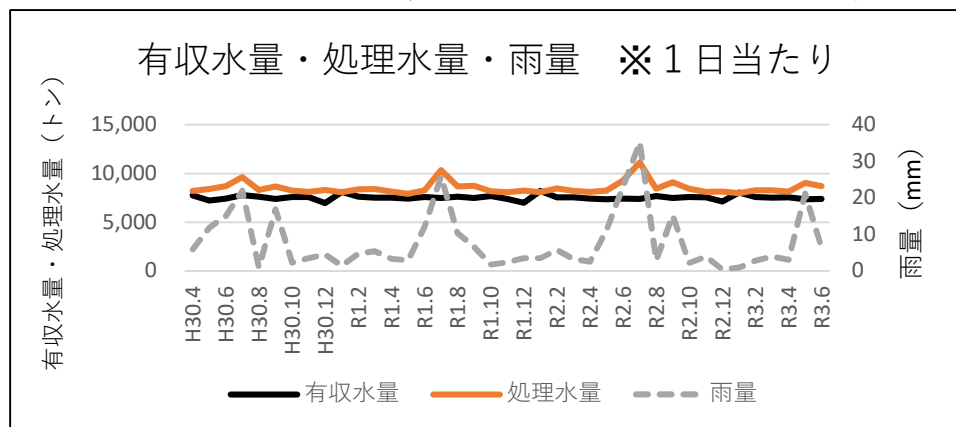
1 有収率



※ 12月、1月の変化は、検針時期の関係による。

2 有収水量・処理水量・雨量

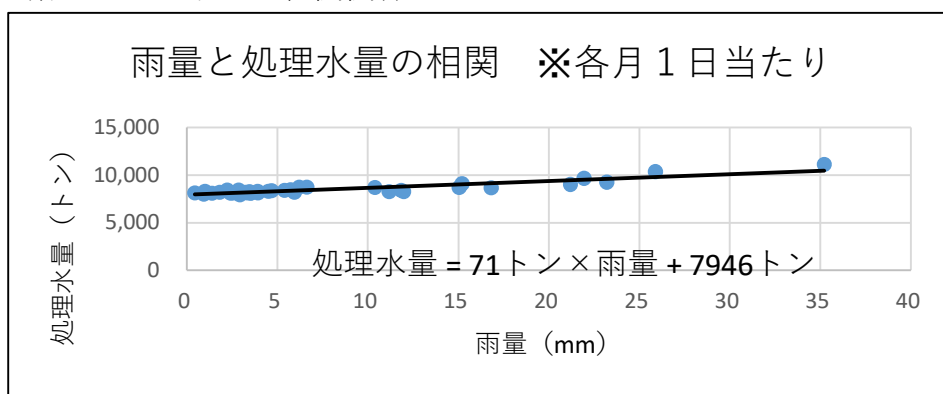
月の日数の違いによる影響を無くすよう、日割りした数値を使用



※ 雨量が多いときは、処理水量が増加する。

※ 有収水量の12月、1月の特性は、検針日の関係によるもの。

3 雨量と処理水量の相関関係



※ 雨量と処理水量は比例関係にある。

※ 雨を除いた有収率の試算 (1日当たり雨量3mm未満の月で試算)

	雨量 mm	処理水量 トン	うち 雨分	雨を除く 処理水量	有収水量 トン	雨を除く 有収率
H30.8	1.0	8,293	71	8,222	7,628	92.8%
H30.10	2.3	8,250	163	8,086	7,573	93.7%
R1.10	1.8	8,183	128	8,055	7,701	95.6%
R1.11	2.4	8,092	172	7,920	7,403	93.5%
R2.10	2.2	8,432	158	8,274	7,604	91.9%

平均
93.5%